（重要提案行為等となるもの）

第十六条　令第十四条の八の二第一項第十二号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　資本政策に関する重要な変更（令第十四条の八の二第一項第九号に掲げるものを除く。）

［二・三　略］

四　発行者が発行する株券等の発行者以外の者による取得であって、当該取得の後に当該発行者以外の者及び当該発行者以外の者と令第十四条の七第一項各号に掲げる関係にある者（同条第二項に規定する場合に該当することにより当該関係にあることとなる者を含む。）が合わせて当該発行者の総株主等の議決権（法第二十九条の四第二項に規定する総株主等の議決権をいう。）の数の百分の五十を超える数の議決権（社債等振替法第百四十七条第一項又は第百四十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定により発行者に対抗することができない株式又は投資口に係る議決権を含む。）に係る株式又は投資口を所有することとなるもの

第一号様式

【表紙】

【提出書類】(2)　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【根拠条文】　法第27条の　第　項

【提出先】　＿＿財務（支）局長

【氏名又は名称】(3)　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【住所又は本店所在地】(3)　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【報告義務発生日】(4)　年　月　日

【提出日】　年　月　日

【提出者及び共同保有者の総数（名）】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【提出形態】(5)　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【変更報告書提出事由】(6)

第１　［略］

第２【提出者に関する事項】

１【提出者（大量保有者）／１】(8)

［(1)～(3)　略］

(4)【上記提出者の保有株券等の内訳】(12)

①【保有株券等の数】

	法第27条の23第３項本文	法第27条の23第３項第１号	法第27条の23第３項第２号	法第27条の23第３項第３号
株券又は投資証券等（株・口）				
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等（株・口）	A	—	H	O
新株予約権付社債券（株）	B	—	I	P

（重要提案行為等となるもの）

第十六条　令第十四条の八の二第一項第十二号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　資本政策に関する重要な変更（令第十四条の八の二第一項第十号に掲げるものを除く。）

［二・三　同上］

［号を加える。］

第一号様式

【表紙】

【提出書類】(2)　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【根拠条文】　法第27条の　第　項

【提出先】　＿＿財務（支）局長

【氏名又は名称】(3)　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【住所又は本店所在地】(3)　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【報告義務発生日】(4)　年　月　日

【提出日】　年　月　日

【提出者及び共同保有者の総数（名）】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【提出形態】(5)　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【変更報告書提出事由】(6)

第１　［同左］

第２　［同左］

１　［同左］

［(1)～(3)　同左］

(4)　［同左］

①　［同左］

	法第27条の23第３項本文	法第27条の23第３項第１号	法第27条の23第３項第２号
株券又は投資証券等（株・口）			
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等（株・口）	A	—	H
新株予約権付社債券（株）	B	—	I